

# 危 機 管 理

## 1 防災条例

東日本大震災をはじめ、これまで各地で発生した様々な大規模災害を教訓として、今後、想定される首都直下地震や大規模な風水害などに備えるため、行政による対策「公助」だけでなく、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、事前対策、応急対策及び復旧・復興対策の基本的事項を定めた相模原市防災条例を平成26年3月に制定した(4月1日から施行)。

## 2 危機管理指針

市民の生命、身体及び財産の安全を守るため、市職員の危機管理意識の向上や危機に関わる各種計画(地域防災計画、国民保護計画、事件・事故等対処計画)の策定・実施、全庁的な危機管理体制の整備などを定め、市民の安全・安心をより一層推進することを目的として策定したものを。

## 3 地域防災計画

災害対策基本法に基づき、相模原市防災会議が作成する計画で、市域の災害対策全般に関し、その防災活動の効果的実施を図り、災害を防除し、また、被害を最小限度に軽減し、もって地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的としている。東日本大震災を教訓とした計画修正を2段階で実施し、平成24年9月の第1ステップに引き続き、平成27年3月に第2ステップとして、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行、相模原市防災条例の制定及び相模原市防災アセスメント調査の見直し等を踏まえ修正した。現行の計画の内容は、おおむね次の(1)~(5)のとおりである。

### (1) 災害予防計画

災害の発生を予防し、被害を最小限にするため、都市の防災構造化や市街地の再開発などによる災害に強いまちづくりの推進、施設や建造物などの耐震性の向上、自主防災組織の育成や防災資機材の整備の推進など、災害予防対策について定めている。

### (2) 災害応急対策

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、初動体制を確立するとともに情報を早急に把握し、救出・救助や消火、医療救護などの生命や身体の安全を守り、避難対策や交通の確保やライフラインの応急復旧など、関係機関等との連携のもとに効果的に実施すべき応急対策について定めている。

### (3) 災害復旧・復興計画

被災者の生活再建を基本にした復旧・復興対策を速やかに行うため、公共施設等の災害復旧に当たっては必要な施設の新設または改良を行うなど、災害の再発を防止し、災害に強いまちとして復興する。また、生活確保に関する計画として、義援金・義援品の受領配分、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸し付け、り災証明の発行を行うことなどを定めている。

### (4) 東海地震事前対策計画

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」並びに内閣総理大臣から東海地震に係る警戒宣言が発令された場合及びその他地震防災上重要な対策に関する事項が発表されたとき、市がとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項を定め、市における地震防災体制の整備推進を図ることを目的とし、事前対策を中心に定めている。

### (5) 特殊災害対策計画

国、県、事業者等と連携した特別な対応が必要となる鉄道災害、道路災害、航空災害及び危険物等の災害や自然災害である雪害、火山災害に関する対策について必要な事項を定めている。

## 4 国民保護計画

この計画は、武力攻撃や大規模なテロ(緊急対処事態)などが発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・県・他の市町村及び関係機関等と連携協力して、警報の伝達、住民の避難や救援等を迅速・的確に行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にすることを目的としている。

武力攻撃事態としては、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃を対象としている。

## 5 事件・事故等対処計画

この計画は、市民に重大な被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある事態から市民の生命、身体及び財産の安全を守ることを目的としている。

なお、当該計画で対象となるのは、「地域防災計画」で対処する地震災害及び風水害等、並びに「国民保護計画」で対処する武力攻撃事態等及び緊急対処事態を除く危機事象である。

## 6 業務継続計画(BCP)

### (1) 地震編

この計画は、大規模な地震災害による庁舎や職員の被災の可能性を勘案し、発災直後から災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施・継続することを目的としている。

### (2) 新型インフルエンザ等編

この計画は、新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合、市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、対策業務や優先度の高い通常業務を的確かつ迅速に実施することを目的としている。平成25年度には、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び相模原市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に伴い改定した。

## 7 災害受援計画(地震編)

市の対応能力を上回る大規模地震災害が発生した際に、他の自治体やボランティア等を円滑に受入れ、活動ができる体制や環境を確保する必要があるため、外部からの人的な応援を速やかに受け入れられるようあらかじめ本市の体制を整え、応援を要する業務等を定めたもの

## 8 さがみはら防災・減災プログラム

大規模災害に備え、地域防災計画の実効性を高めるとともに、住民の避難、行政・社会機能の維持、災害に強いまちづくりに資する事業などから緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための施策を取りまとめ、平成25年度から平成27年度までの3年間を集中取組期間として平成32年度まで取り組む。

### (1) 地域防災力の向上

地域の防災力を高め、市民や地域自らが災害拡大等に対応できる体制づくりに向けた事業を実施する。

### (2) 避難対策の充実

災害時において、市民の生命と身体の安全を守るため、避難施設等の整備を図り、避難者の安全対策を推進する。整備にあたっては、災害時要援護者への配慮や、備蓄の充実など、体制の整備に取り組む。

### (3) 災害対応体制の強化

災害による被害を減らすためには、発災時の生命の安全確保を第一に、地域特性を踏まえた具体的な対策に取り組むことが重要であることから、都市部と中山間地、河川流域など、本市の地域特性やそれぞれの災害要因に応じた必要な対策に取り組む。

## 平成27年度に取り組む主な事業

(1) 地域防災力の 向上	防災意識の普及啓発など 「自助」の促進事業	さがみはら防災スクールの運営及び防災マイスターの派遣
		防災フォーラムの開催
		既存住宅・建築物耐震化の促進
	地域の災害対応力など 「共助」の促進事業	防災教育の推進及び学校への緊急地震速報システムの導入
		地区防災計画の策定
		土砂災害被害防止に向けたハザードマップの作成
自主防災力向上に向けた取組に対する助成		
(2) 避難対策の 充実	避難所等の充実強化	自主防災隊が使用する初期消火活動用資機材の配備
		(仮称)救援物資集積・配送センターの整備
		避難所における炊き出し機能の充実
		小中学校屋内運動場等の改修
	災害時要援護者対策の拡充	小中学校受水槽の耐震改修及び緊急遮断弁の設置
		災害時要援護者避難支援事業の推進
(3) 災害対応体 制の強化	災害活動機能の強化	保育園・幼稚園における防災力の強化
		デジタル地域防災無線設備の災害対応力の強化
		ヘリサインの整備
	火災延焼対策の拡充	大雪用消防活動資機材の整備
		耐震性貯水槽の整備
		小型高圧遠距離送水装置の整備

## 9 広域的な連携

### (1) 九都県市首脳会議（防災・危機管理対策委員会）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び本市の市長で構成される九都県市首脳会議の下に、危機管理・防災対策の向上に努めることを目的に「防災・危機管理対策委員会」を設置するとともに、その下に地震防災・危機管理対策部会、合同防災訓練連絡部会、新型インフルエンザ等感染症対策検討部会を設置し、首脳会議の運営や広域的課題に関しての具体的な調査・検討を行い、国に対する提案活動等を実施している。

### (2) 指定都市市長会

指定都市で構成し、大規模災害が発生した場合の基礎自治体の危機管理のあり方や、復旧・復興における現行制度の改善策などについて検討を重ね、「広域・大規模災害発生時における指定都市市長会行動計画」の策定(平成26年4月1日施行)し、大規模災害時の支援体制を整えるとともに、災害対策に係る調査・研究、国に対する提案等を行っている。

### (3) 大都市防災主管者会議

指定都市と東京都で締結している「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、日ごろからの情報共有を行うとともに、各都市が抱える災害対策上の課題に関して意見交換を行っている。

### (4) 県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会

県及び県内の指定都市が、それぞれ取り組んでいる地域防災計画等の中で、都市地域における防災・危機管理対策を具体化し、協調した対策を図っている。

## 10 防災会議

相模原市防災会議条例に基づき、地域防災計画の作成及びその実施の推進並びに防災関係機関相互の連絡調整を行うために開催する。

### 防災会議構成員（平成26年度）

区分	構 成 員	人員
市	市長、副市長（3名）、教育長、危機管理監、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、消防局長	11人
防災関係機関	陸上自衛隊第4施設群長、関東地方整備局相武国道事務所長、関東運輸局神奈川運輸支局長、関東農政局横浜地域センター総括管理官、相模原労働基準監督署長、気象庁横浜地方気象台長、県央地域県政総合センター所長、厚木土木事務所津久井治水センター所長、神奈川県企業庁相模原水道営業所長、相模原市警察部長、相模原警察署長、相模原南警察署長、相模原北警察署長、津久井警察署長、日本郵便(株)相模原郵便局長、東日本旅客鉄道(株)橋本駅長、(株)NTT東日本東京事業部東京西支店長、日本通運(株)相模原支店長、東京電力(株)相模原支社長、東京ガス(株)神奈川支社神奈川西支店長、日本赤十字社神奈川県支部事務局長、中日本高速道路(株)八王子支社八王子保全・サービスセンター所長、小田急電鉄(株)相模大野駅長、京王電鉄(株)相模原管区長、神奈川中央交通(株)相模原営業所長、(一社)神奈川県トラック協会相模原ブロック長、(一社)相模原市医師会会長、相模原市消防団長、相模原市自治会連合会監事、(一社)相模原市建設業協会会長、NPO法人男女共同参画さがみはら代表理事、(社福)相模原市社会福祉協議会理事、相模原市消費者団体連絡会代表、相模原市立小中学校長会役員	34人
合 計		45人

### 会議概要

開催日	議 題
平成26年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市地域防災計画の修正案（第2ステップ）について</li> <li>第35回九都県市合同防災訓練の実施結果について</li> <li>平成26年度における防災・減災の主な取組について</li> </ul>

## 11 国民保護協議会

相模原市国民保護協議会条例に基づき、市長の諮問に応じて国民保護計画を審議するとともに、国民保護関係機関相互の連絡調整等を行うために開催する。

### 国民保護協議会構成員（平成26年度）

区分	構 成 員	人員
市	市長、副市長（3名）、教育長、危機管理監、消防局長	7人
防災関係機関	関東地方整備局相武国道事務所長、関東運輸局神奈川運輸支局長、関東農政局横浜地域センター総括管理官、陸上自衛隊第4施設群長、県央地域県政総合センター所長、厚木土木事務所津久井治水センター所長、神奈川県企業庁相模原水道営業所長、相模原市警察部長、相模原警察署長、相模原南警察署長、相模原北警察署長、津久井警察署長、日本郵便(株)相模原郵便局長、(株)NTT東日本-東京事業部東京西支店長、東京電力(株)相模原支社長、東京ガス(株)神奈川西支店長、小田急電鉄(株)相模大野駅長、京王電鉄(株)相模原管区長、神奈川中央交通(株)運輸計画部運転課長、(一社)神奈川県トラック協会相模相模原ブロック長、相模原市消防団長、相模原市自治会連合会理事、(一社)相模原市医師会理事、(一社)相模原市建設業協会会長、明治大学大学院特任教授、NPO法人男女共同参画さがみはら代表理事	26人
合 計		33人

### 会議概要

開催日	議 題
平成27年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市国民保護計画の変更案について</li> <li>平成26年度相模原市国民保護実動訓練の実施結果について</li> <li>近年の国民保護と地域の危機管理について</li> </ul>

## 1 2 防災意識の普及啓発

### (1) 防災ガイドブック配布

日ごろから市民一人ひとりが地震への備えや心構えについて考え、また、発災後の行動について適切な行動がとれるよう、防災に対する市民の意識高揚を図る。

名 称	内 容
防災ガイドブック	地震・風水害等の災害に対する基本的な知識や対策に関する市民向けの防災手引書

### (2) 洪水ハザードマップ

河川がはん濫した場合の浸水範囲と避難方法等に係る情報を、市民にわかりやすく提供するため、洪水ハザードマップにより、居住する地域の内在する危険性を周知し、洪水による被害を最小限にとどめる。  
(相模川・境川・鳩川・道保川・串川・道志川)

名 称	内 容
洪水ハザードマップ	浸水想定区域・避難場所・避難時危険箇所・情報の伝達方法、避難時の心得等を記載

## 1 3 災害時応援協定等

災害時における応急対策や市民生活の早期安定等を図るため、民間事業者や各種団体、他自治体等と応援協定を締結している。

### 災害時における応援協定数

(H27.4.1現在 単位：件)

協定先	協定数	協定先	協定数
組合・協会等との協定(輸送・物資・医療・給水・ガス・廃棄物等) 市内部の協定含む	80	他自治体等との協定(九都県市・21大都市・銀河連邦共和国等)	12
帰宅困難者対策に関する協定等	16	消防相互応援協定等	14

## 1 4 浸水被害警戒地域対策計画

浸水被害警戒地域における防ぎよ活動の円滑化を図るため、災害対策本部設置前の防ぎよ体制について必要な事項を定めた計画で、当該地域の浸水被害の防止と軽減を図ることを目的としている。

なお、毎年5月に、関係部局(危機管理局、土木部、消防局、区役所等)で警戒地域の合同現地調査を実施している。

### 警戒地域の指定数

(H27.4.1現在)

指定年度	第1次警戒地域	第2次警戒地域
平成24年度	3箇所	16箇所
平成25年度	3箇所	15箇所
平成26年度	3箇所	16箇所

## 1 5 急傾斜地等危険箇所の災害対応

### (1) 急傾斜地崩壊危険区域等の合同パトロール

県厚木土木事務所津久井治水センターと連携し、市関係部局(危機管理局、土木部、消防局、区役所等)参加のもとに、平成26年6月に指定区域の現地パトロールを実施した。

### (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域

斜面の角度が30度以上、高さが5m以上、斜面の崩壊により危害が生じるおそれがある家が5戸以上あり、土地所有者及び住民の同意がある場合は、県知事により急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。また、一定の要件を満たす場合は、土地の所有者に代わって県が工事を実施することができる。

地区	地番	指定年月日	指定面積
古淵	南区古淵4丁目1775 他	昭和47年3月28日	1.66ha
上鶴間	南区上鶴間6丁目1562 他	昭和47年3月28日	0.73ha
久保沢	緑区久保沢3丁目975-1 他	平成12年3月31日	0.90ha
与瀬中野	緑区与瀬2162-1 他	平成14年2月12日	1.30ha
与瀬横道	緑区与瀬2096-1 他	平成17年3月22日	0.92ha
稲尾	緑区長竹542-1 他	平成20年7月15日	1.14ha
根小屋	緑区根小屋2500-1 他 緑区根小屋2552-1 他	平成21年1月20日 平成26年11月4日	0.59ha 0.26ha
寸沢嵐	緑区寸沢嵐3135-1 他	平成27年6月30日	0.32ha

### (3) 急傾斜地崩壊危険箇所等の合同パトロール

急傾斜地崩壊危険箇所について、災害時要援護者関連施設や人家に隣接する箇所等を対象に、毎年5月に、関係部局（危機管理局、土木部、消防局、区役所等）で現地パトロールを実施している。

## 1.6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

神奈川県知事が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、土砂災害情報の収集や予警報等の発令、災害時要援護者関連施設への情報伝達の整備及び印刷物の作成等の警戒避難体制を整備する。

(H27.4.1現在)

自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	180箇所	67箇所
土石流	82箇所	47箇所

## 1.7 自主防災組織の育成

「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の取り組みを支援するために、自治会を母体として編成された自主防災組織に対し、防災訓練、防災資機材の整備等の防災活動に必要な経費の一部を補助金として交付している。また、自主防災組織の防災リーダーが防災活動に対して的確な指導と助言を行えるように、さがみはら防災スクール、防災専門員研修、さがみはら防災フォーラム及び防災リーダー研修を実施し、地域における防災意識の高揚と防災力の向上を図っている。

## 1.8 飲料水の確保

### (1) 飲料水兼用貯水槽

災害時に一定の水道圧力が低下すると遮断弁が作動し、小・中学校等の主に地下に埋設しているタンク内の水が使用できる飲料水兼用貯水槽を設置している。

### (2) 緊急遮断弁付き受水槽

地震災害時、受水槽の出口弁を遮断し、非常用飲料水を確保する緊急遮断弁付き受水槽を設置している。

(H27.4.1現在)

	飲料水兼用貯水槽	緊急遮断弁付き受水槽
設置数	22基（主に小・中学校に設置）	122基（公共施設に設置）
有効貯水量	2,000m <sup>3</sup>	3,308m <sup>3</sup>

## 19 広域避難場所

地震時に同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、その地域の市民が火煙やふく射熱におかされることなく、生命、身体の安全を図ることができる場所を確保するため広域避難場所を指定している。

(H27.4.1現在)

	広域避難場所名称	総面積 (㎡)	収容可能人員 (人)
1	旧職業能力開発総合大学校・相模原北公園	347,000	138,800
2	在日米陸軍相模総合補給廠(野積場)	366,000	146,000
3	淵野辺公園一帯	660,000	182,100
4	相模原ゴルフクラブ	1,291,000	515,100
5	在日米陸軍キャンプ座間ゴルフコース	748,000	319,700
6	相模カンツリークラブ	580,000	170,800
7	県立相原高等学校	98,100	21,700
8	横山公園・上溝中学校	203,700	57,200
9	鹿沼公園	59,160	14,700
10	相模女子大学一帯	343,500	62,400
11	青山学院・カルピス・国学院大学	269,800	40,900
12	県立橋本高等学校・相原中学校	53,500	15,700
13	小山公園・小山中学校一帯	76,000	20,300
14	下九沢団地一帯	59,500	15,400
15	県立相模原公園一帯	474,300	211,600
16	独立行政法人国立病院機構相模原病院一帯	231,100	63,900
17	旧県立新磯高等学校	36,000	14,600
18	県立上溝南高等学校	35,900	14,300
19	県立相模田名高等学校	36,900	28,200
20	上鶴間小学校・上鶴間中学校	40,300	15,000
21	古淵鶴野森公園	27,300	20,200
22	川尻小学校・相模丘中学校	47,194	19,050
23	県立城山高等学校・中沢中学校	72,952	27,451
24	津久井湖ゴルフ倶楽部	1,410,000	682,338
25	串川小学校・串川中学校	28,640	11,860
26	鳥屋小学校・鳥屋中学校	21,819	4,482
27	青野原グラウンド	18,506	8,867
28	青根中学校	11,290	3,845
29	内郷小学校・内郷グラウンド	20,454	6,093
30	北相中学校	13,317	6,510
31	藤野中学校	13,680	3,854
32	名倉グラウンド	24,448	12,009
	合 計	7,719,360	2,874,959

## 20 防災用備蓄資機材

### (1) 防災備蓄資機材

災害発生時の生活に必要な食料、資機材についての備蓄は主に、105箇所の避難所倉庫、27箇所の広域避難場所対応倉庫及び津久井地域各倉庫への分散備蓄と、10箇所の一般倉庫への集中備蓄を行っている。

#### 主な食料、資機材等の備蓄

(H27.4.1現在)

資機材名	数量	規格等	資機材名	数量	規格等	
<b>【照明機材】</b>			<b>【救助資機材】</b>			
携帯発電機	678台	1500W 他	災害救助工具セット	479組		
コードリール	586個	15A 12A	チェーンソー	390台		
投光器	872個	500W他	油圧ジャッキ	22個		
投光器用三脚	470脚		ウインチ	27個		
<b>【食糧等】</b>			<b>【救急資機材】</b>			
クラッカー等	136,000食	保存期間5年		担架	140台	
アルファ米	136,000食	保存期間5年		布担架	260枚	
サバイバルフーズ	160,980食	保存期間10年		救急箱	76個	応急手当用
粉ミルク	315,280g	アレルギー対応含む		救急バック	34個	応急手当用
食器セット	47,800組	100人分/組				
<b>【給水機材等】</b>			<b>【非常用公衆電話】</b>			
ろ水機	107台	2m <sup>3</sup> /時間	非常用特設公衆電話 (PHS電話含む)	105台	電話機5、延長ケーブル1、電話コード5、PHS1	
ろ水機用カートリッジ	100個					
飲料水兼用貯水槽用手押ポンプ	20台		<b>【その他】</b>			
飲料水兼用貯水槽用エンジンポンプ	20台		テント	190張	2間×4間他	
飲料水兼用貯水槽備品	20組	開閉器具、給水ホース他	ワンタッチ式テント	187張		
ロンテナ	834袋	20リットル	組立式リヤカー	193台		
ウォーターバルーン	42基	1t貯水槽	台車	221台		
給水袋	17,350枚	10リットル	ガソリン缶詰	4,266缶		1リットル/缶
<b>【生活資材】</b>			燃料運搬容器	32器		
毛布	80,465枚		ドラム缶	7缶		
敷きシート	16,592枚	3畳敷他	ビニールシート	17,664枚		
簡易トイレ	101基		<b>【災害時要援護者用】(地域福祉課)</b>			
組み立て式仮設トイレ	659基	和式	車椅子(普通型)	124台		
組み立て式仮設トイレ(身体障害者用)	248基	洋式	車椅子(リクライニング)	18台		
ポータブルトイレ	330個		担架	124台		
マンホール用トイレ	530基	(土木部)	エアマット・マットレス	248枚		
トイレトーパー	320箱	120リットル×8巻/箱他	歩行補助杖	248本		
			おふしひも	248本		

## (2) 防災備蓄倉庫

〔一般倉庫〕10箇所

(H27.4.1現在)

	名 称	面積(m <sup>2</sup> )	構造		名 称	面積(m <sup>2</sup> )	構造
1	上溝防災倉庫	132	鉄骨プレジ	6	消防局防災倉庫	43	S R C
2	緑が丘分署防災倉庫	358	R C	7	大沢防災倉庫	230	R C
3	南合同庁舎防災倉庫	60	R C	8	南台防災倉庫	288	R C
4	淵野辺水防防災倉庫	98	R C	9	新磯防災倉庫	210	R C
5	相模原球場防災倉庫	278	R C	10	三井防災倉庫	154	S

〔相模原地区避難所倉庫〕82箇所(小・中学校)(H27.4.1現在)

区 分	箇所数	構造・面積
単独倉庫	17	鉄筋コンクリート造 30m <sup>2</sup>
	49	軽量鉄骨造 30m <sup>2</sup>
余裕教室等の活用	10	
体育館等併設	6	

〔城山・津久井・相模湖・藤野地区防災備蓄倉庫〕44箇所(避難所倉庫23箇所含む)(H27.4.1現在)

地 区	箇所数	構造・面積
城 山	1	アルミ製 14.4m <sup>2</sup>
	2	軽量鉄骨造 65m <sup>2</sup>
	4	軽量鉄骨造 30m <sup>2</sup>
津久井	4	アルミ製14.4m <sup>2</sup> (3箇所) 14.7 m <sup>2</sup> (1箇所)
	8	軽量鉄骨造30m <sup>2</sup>
	1	鉄骨造30m <sup>2</sup>
相模湖	3	アルミ製14.4m <sup>2</sup>
	2	軽量鉄骨造30m <sup>2</sup>
	1	鉄骨造30m <sup>2</sup>
藤 野	12	アルミ製5.8m <sup>2</sup> (7箇所), 7.2m <sup>2</sup> (2箇所) 8.2m <sup>2</sup> (1箇所), 10.8m <sup>2</sup> (1箇所), 13.4m <sup>2</sup> (1箇所)
	1	亜鉛鉄板6.6m <sup>2</sup>
	1	鉄筋コンクリート造9.8m <sup>2</sup> (1箇所)
	3	軽量鉄骨造 30m <sup>2</sup>
	1	体育館等併設30m <sup>2</sup>

川尻小学校・相模丘中学校は、相模丘中学校敷地内に兼用倉庫(間仕切り有りの為、箇所数2を計上)を設置

# 緊 急 対 策

## 1 防災訓練

### (1) 総合防災訓練

相模原市防災訓練実施大綱に基づき、大規模地震災害発生時等における迅速かつ円滑な災害応急対策の実施等を目的として、市民、防災関係機関と連携、協力し、総合的な訓練を実施している。

平成22年度からは「九都県市合同防災訓練」に参画し、広域的な応援体制や協力体制の強化を図ること等を目的として、九都県市において相互に連携した訓練を実施している。平成26年度には、九都県市の幹事都県市として、在日米陸軍相模総合補給廠において「九都県市合同防災訓練(中央会場)」を実施した。

平成26年度相模原市総合防災訓練(中央会場)の概要

参加協力機関・企業・団体数：140団体      参加者数：10,000人

訓練項目

事前避難対策訓練、主会場における訓練、遺体安置所設置・運営訓練、孤立対策推進地区対応訓練、帰宅困難者対策訓練、地域会場訓練

### (2) 個別訓練

相模原市防災訓練実施大綱に基づき、地震、風水害、大雪等災害発生時における迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、職員非常参集訓練、職員初動対応訓練、図上訓練等を実施した。

## 2 防災情報メール配信

市民に、災害の予測につながる気象情報をメールで自動配信することにより、河川等の増水を含めた急激な気象変化による被害の軽減を図ることを目的としている。また、災害時にメール配信の機能を利用して、市職員に参集指示をすることにより、電話に比べて大幅に時間短縮し、迅速な防災体制の確立を図るもの。

## 3 ツイッターによる情報発信

市内の広範囲で災害が予測される場合の避難等に関する情報や、災害対策本部体制下等における災害情報等を発信するもの。情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、平成25年9月1日より運用を開始した。

## 4 防災行政用同報無線(ひばり放送)

大規模災害発生時等に備え、現在、消防指令センターに親局、市内全域に屋外放送用子局、現地対策班となるまちづくりセンターや拠点救護所となるメディカルセンター、避難所となる小・中学校には戸別受信機を設置している。この施設は、災害時の情報を的確に伝えるためのものであり、親局から無線電波で送信した情報を屋外放送用子局で受信し、拡声装置によって市民に伝達するものである。

防災行政用同報無線設置状況      屋外放送用子局(放送塔) 551基      (H27.4.1現在)

## 5 ひばり放送テレホンサービス

市民へのひばり放送や防災情報伝達の補完対策として、NTTの「テレドーム」を利用し、ひばり放送の内容を電話で確認できるテレホンサービスの運用を平成15年9月1日から開始した。

## 6 tvk(テレビ神奈川)データ放送

地上デジタル放送の普及に伴い、市民へのひばり放送や防災情報伝達の補完対策として、tvk(テレビ神奈川)データ放送を活用し、情報伝達の強化を図るため、平成23年8月1日から開始した。

## 7 緊急情報放送システム

市民への防災情報伝達を速やかに行うため、ひばり放送で流す市内震度4以上の地震や東海地震関連情報、J-ALERTの配信情報等を(株)エフエムさがみの通常放送の中に緊急に割り込んで放送できるシステムである。「災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書」に基づき、平成10年6月から運用している。

## 8 デジタル地域防災無線

災害時に電話通信等が途絶した場合に備え、市災害対策本部と防災関係機関(ライフライン関係機関、学校等)との確実な通信手段を確保するため、市との間に地域防災無線による防災無線ネットワークを構築し、災害対策の強化を図るもの。平成18年度は、旧相模原市域及び津久井・相模湖地域におけるデジタル地域防災無線整備工事の実施、平成19年度は城山・藤野地域の移動局設備の整備を実施している。

### 設備概要

統制・基地局設備：1式                      中継・基地局設備：4箇所                      中継局設備：1箇所  
移動局設備：半固定型160基・携帯型86台・車載型85台

## 9 災害緊急情報システム

台風、大雨等の風水害発生時及び地震に伴う被害発生時に、一度に集中する119番通報の補完や、各種災害情報の伝達、共有化を目的として構築した(平成11年度から運用開始)。消防指令センター内の情報処理室や各課機関で、入電する災害情報を随時入力し、発生場所、災害種別及び人命への危険度などにより対応機関が選別され、ネットワークで連結された各機関へ災害情報を送信する。各機関は、送信された災害情報に基づいて活動を開始、またはそれぞれの各部署に必要な指示を出し、災害に対し適切に対処するものである。

## 10 震度情報システム

地震発生時、市内13か所に設置された震度計のデータを消防指令センターの中央監視装置に集約し、震度を表示するシステムであり、平成9年3月から運用している。平成25年3月には、東日本大震災を教訓に、地震に係る情報をより正確かつ迅速に把握するため、従来の震度情報システムを最新の機器に更新した。

設置場所	所在地	設置場所	所在地
市役所(気象庁設置)	中央区中央2-11-15	上溝分署	中央区上溝2163-9
消防局	中央区中央2-2-15	大沢分署 1	緑区大島1776-5
南消防署	南区相模大野5-34-1	城山総合事務所(県設置)	緑区久保沢1-3-1
新磯まちづくりセンター	南区磯部916-3	津久井総合事務所(県設置)	緑区中野633
北消防署	緑区橋本4-16-6	相模湖総合事務所(県設置)	緑区与瀬896
田名分署	中央区田名4841-3	藤野総合事務所 1	緑区小淵2000
相模川ふれあい科学館	中央区水郷田名1-5-1	相模湖林間公園 (気象庁設置) 2	緑区若柳1432-2

1 防災科学研究所設置                      2 市へのデータ提供なし

## 11 災害情報共有システム

災害の初動期において、「被害の全体像の把握」と「応急対策の検討」のために、必要な情報を迅速に収集し庁内で共有することで、減災につなげるシステム。庁内にサーバを設置しないASP・クラウド型のシステムで、耐災害性が高く、パソコンが配備されていない避難所や救護所からも携帯電話やスマートフォンで情報登録ができ、インターネット環境があればどこからでも情報登録、閲覧が可能なシステムである。

## 放射線・放射性物質対策

本市では、福島第一原子力発電所の事故以来、市民の安全・安心の確保を図るため、空間放射線量の測定、土壌や食品中の放射性物質濃度の検査・測定等の様々な対応を図ってきた。平成26年度中に各部・課等において実施した対策は、以下のとおりである。

なお、測定に当たり、平成23年10月に、本市の空間放射線量の暫定基準値を、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト/毎時）と設定した。

### 1 空間放射線量の測定等

#### (1) 市域の概況調査

事業内容	所管課 (平成26年度)	時期・回数	対象	備考
市域全体における測定	環境保全課	H26.5月、8月、 11月、H27.2月 (4回)	市域を3kmメッシュで 区切った内の29区画	H23.6月開始
モニタリングポストによる 大気中の空間放射線量率の測定	環境保全課	24時間連続測定	市役所第2別館屋上に設置、測定	H23.10月開始
市立小・中学校(3校) 及び保育所・幼稚園(6園) での測定	学校保健課・ 保育課	H26.6月 ～H27.3月 (4回)	各区、小学校または中学校1校 及び保育所または幼稚園2園 計9箇所	校庭・砂場を測定

#### (2) 子ども関連施設の放射線対策

事業内容	所管課 (平成26年度)	時期・回数	対象	備考
陽光園での測定	陽光園	H26.11.13	1箇所	
こどもセンター等での測定	こども施設課	H26.11.14 ～12.5	24こどもセンター 26箇所、 20児童館 59箇所、 20児童クラブ(独立施設型) 31箇所 38児童遊園 38箇所	
市立保育所、幼稚園、 児童保育園での測定	保育課	H26.11.4 ～12.19	全市立保育所 25園 全市立幼稚園 3園 全市立児童保育園 2園 計216箇所	
保育所・幼稚園での測定	保育課	H26.12.3 ～12.18	保育所(私立を含む) 92園 幼稚園(私立を含む) 52園 計227箇所	園庭・砂場を測定
キャンプ場等での測定	商業観光課	H26.12.10～ H27.3.4	上大島キャンプ場 望地弁天キャンプ場 ほか 計8施設 42箇所	
公園での測定	公園課・ 津久井地域環境課	H26.10.30 ～12.19	589公園 692箇所	
市営住宅内児童遊園での測定	住宅課	H26.10.24 ～11.13	12団地 17施設	
市立小・中学校での測定	学校保健課	H26.10.20 ～12.3	市立小・中学校 109校 153箇所	

(3) その他の公共施設の放射線対策

事業内容	所管課 (平成26年度)	時期・回数	対象	備考
キャンプ淵野辺留保地内での測定	土地利用調整課	H27.4.27	9箇所	
市役所本庁舎等での測定	管財課	H27.3.24	25箇所	
市営斎場での測定	区政支援課	H27.2.17	20箇所	
ふれあい広場での測定	市民協働推進課	H27.2.16～25	39ふれあい広場 215箇所	
市民健康文化センターでの測定	市民協働推進課	H27.2.19	15箇所	
北市民健康文化センターでの測定	市民協働推進課	H27.2.17	6箇所	
文化施設での測定	文化振興課	H27.2.17～2.25	4施設45箇所	
さがみはら安全安心ステーションでの測定	生活安全課	H27.2.16	5箇所	
緑区役所所管公共施設での測定	緑区役所区政策課	H27.2.13～2.18	2施設 12箇所	
緑区役所所管公共施設での測定	城山まちづくりセンター	H27.2.13～2.18	3施設 43箇所	
緑区役所所管公共施設での測定	津久井まちづくりセンター	H27.2.13～2.18	19施設 96箇所	
緑区役所所管公共施設での測定	相模湖まちづくりセンター	H27.2.13～2.18	28施設 132箇所	
緑区役所所管公共施設での測定	藤野まちづくりセンター	H27.2.13～2.18	17施設 89箇所	
福祉施設等での測定	地域福祉課	H27.3.25 H27.3.26	あじさい会館ほか 5施設 計43箇所	
福祉施設等での測定	障害政策課	H27.3.27	障害者支援センター松が丘園ほか 5施設 計41箇所	
福祉施設等での測定	南障害福祉相談課	H27.3.24	南保健福祉センター8箇所	
福祉施設等での測定	城山保健福祉課	H27.3.31	城山保健福祉センター6箇所	
福祉施設等での測定	津久井保健福祉課	H27.3.24	津久井保健センターほか 4施設 計27箇所	
福祉施設等での測定	相模湖保健福祉課	H27.3.26	さがみ湖リフレッシュセンター5箇所	
福祉施設等での測定	高齢政策課	H27.3.24～3.26	市立デイサービスセンター（清新、 星が丘、古淵）3施設 17箇所	
福祉施設等での測定	高齢者支援課	H27.3.4～3.31	シルバー人材センター 4施設 21箇所、 老人福祉センター等 5施設 35箇所、 青根ゲートボール場 5箇所	
福祉施設等での測定	国民健康保険課	H27.3.31	国民健康保険診療所 3施設 18箇所	
ウエルネスさがみはらでの測定	地域保健課	H27.3.26	5箇所	
衛生試験所での測定	衛生試験所	H27.3.25	15箇所	
産業支援施設での測定	産業政策課	H27.3.11	産業会館 10箇所	
産業支援施設での測定	雇用政策課	H27.3.13	サン・エールさがみはら 24箇所	

事業内容	所管課 (平成26年度)	時期・回数	対象	備考
産業支援施設での測定	農政課	H27.3.2	旧畜産振興協会事務所 5箇所	
観光施設での測定	農政課	H27.3.2	農業体験学習水田 5箇所 用水散策路 2施設 11箇所	
集会施設での測定	津久井地域経済課	H27.3.11～3.17	12施設 58箇所	
観光施設での測定	津久井地域経済課	H27.3.16～3.18	10施設 43箇所	
清掃関連施設等での測定	廃棄物政策課	H27.2.5,2.9	市清掃工場、し尿処理施設等 28施設 211箇所	
清掃工場・し尿処理施設・ 最終処分場での測定	清掃施設課	H26.4月 ～H27.3月 (月1回実施)	276箇所(5施設23箇所×12か月)	
生涯学習施設等での測定及び清 掃	生涯学習課	H27.5.20 ～5.26	75施設 465箇所	

## 2 食品中の放射性物質の検査

事業内容	所管課 (平成26年度)	時期・回数	対象	備考
流通食品の検査	生活衛生課	H26.4.10 ～H27.3.11 (21回)	市内に流通している食品 200検体	
市民からの依頼による食品の放 射性物質検査	衛生試験所	H26.4月 ～H27.3月 (52回)	市民から検査依頼を受けた食品 52 検体	
市内産農林畜産物の放射性物質 検査	農政課	H26.6月 ～H26.12月	市内産農林畜産物(20検体)	市内農業の実情を反映した検査を実施
市立小・中学校及び市立保育所 給食用食材(一部)の検査	学校保健課・ 保育課	H26.4月 ～H27.3月 (86回)	主に野菜 86検体	翌日使用する食材の一部の事前検査
市立小・中学校、認可保育所、 陽光園給食(一食分)の検査	学校保健課・ 保育課・陽光園	H26.4月 ～H27.3月 (265回)	全市立小・中学校 109校 全認可保育所 89園 陽光園	実際に提供した給食を1週間ごとに まとめて週1回検査

### 3 飲料水中の放射性物質の検査

事業内容	所管課 (平成26年度)	時期・回数	対象	備考
市営簡易水道施設での水道水の検査	津久井土木事務所	H26.4月 ～ H27.3月 (32回)	水道水 4箇所	水源が表流水及び伏流水は毎月、地下水は3月に1回検査
小規模水道・組合営簡易水道組合飲料水の検査	藤野まちづくりセンター	H26.10.6 ～ H26.10.10	奥牧野簡易水道組合ほか17組合の飲料水	相模湖地区1組合含む

### 4 土壌中の放射性物質の測定

事業内容	所管課 (平成26年度)	時期・回数	対象	備考
農用地土壌の放射性物質測定	農政課	H27.3.3	各区1地点 計3地点	
市民農園土壌の放射性物質測定	農政課	H27.3.3	各区2地点 計6地点	
市域全体における土壌放射性物質の測定	環境保全課	H26.8月 H27.2月 (2回)	市域を3kmメッシュで区切った内の29区画	H23.7月開始

### 5 プール水中の放射性物質の測定

事業内容	所管課 (平成26年度)	時期・回数	対象	備考
市立小・中学校(3校)での測定	学校保健課	H26.4.15(1回)	各区の小学校または中学校計3校	

### 6 その他の放射性物質の検査・測定

事業内容	所管課 (平成26年度)	時期・回数	対象	備考
清掃工場・し尿処理施設・最終処分場から排出される灰や汚泥等の検査	清掃施設課	H26.4月 ～ H27.3月 (月1回実施)	192検体(5施設16検体×12か月)	

### 7 放射線測定器の貸し出し

事業内容	所管課 (平成26年度)	時期・回数	対象	備考
放射線測定器の市民等への貸し出し	環境保全課	通年	自治会、法人、市内在住者(18歳以上)及び固定資産税納税義務者	各まちづくりセンター、公民館等で貸し出しを実施 H24.2月開始